

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年4月18日

横浜市契約事務受任者
教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

浦島丘中学校漏水修繕業務委託

2 履行（納品）場所

浦島丘中学校（神奈川区白幡東町27番1号）

3 契約日

令和6年2月13日

4 履行日又は履行期間

令和6年3月29日

5 契約金額

1,353,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

水道検針により水道使用量が例年の4倍程になっていることが判明し、至急漏水を解消する必要が生じたため。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市有資格者名簿に「管」で登録している市内中小企業から、事案が生じた時点で速やかに対応が可能である業者を選定した。

9 所管課

教育委員会事務局教育施設課